**運 賃 及 び 料 金 の 適 用 方 法（例）**

**Ⅰ 運賃の適用方法**

１．２等旅客運賃

(1)　片道２等旅客運賃は、旅客が２等の船室に片道１回乗船する場合に適用する。

(2)　往復２等旅客運賃は、旅客が２等の船室に往復１回乗船する場合に適用する。

(3)　２等旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

２．１等旅客運賃

(1)　片道１等旅客運賃は、旅客が１等の船室に片道１回乗船する場合に適用する。

(2)　往復１等旅客運賃は、旅客が１等の船室に往復１回乗船する場合に適用する。

(3)　１等旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

３．特等旅客運賃

(1)　片道特等旅客運賃は、旅客が特等の船室に片道１回乗船する場合に適用する。

(2)　往復特等旅客運賃は、旅客が特等の船室に往復１回乗船する場合に適用する。

(3)　特等旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

４．小児旅客運賃

(1)　次の旅客には、小児旅客運賃を適用する。

①　小学校に就学している小児

②　大人に同伴されずに、又は団体として乗船する１歳以上で小学校に就学してい

ない小児

③　大人に同伴されて乗船する１歳以上で小学校に就学していない小児であって大

人１名につき１人を超えるもの

(2)　１歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する１歳以上で小学校に就学していない小児（団体として乗船するものを除く。）の運賃であって大人１名につき１人分は、無料とする。ただし、これらの小児が指定制の座席又は寝台を別に使用する場合は、小児旅客運賃を適用する。

(3)　小児旅客運賃は、大人運賃の半額とし、１０円未満のは数は、５円以上は切り上げ、５円未満は切り捨てる。

５．定期旅客運賃

定期旅客運賃は、旅客が同一区間を一定の期間内に不定回数乗船する場合に適用する。

(1)　通勤定期旅客運賃は、通勤旅客に適用する。

(2)　通学定期旅客運賃は、次に掲げる学校等の学生及び生徒等が本人所属の学校長等から交付を受けた通学証明書を提出した場合又は通学定期乗船券購入兼用の身分証明書を提示した場合に適用する。

①　学校教育法第１条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、

高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園（通信教育を含む。）

②　上記①以外の国公立の学校

③　学校教育法第１２４条及び第１３４条第１項の私立学校

④　児童福祉法第３９条の保育所

(3)　特殊定期旅客運賃は、通院又は物品の販売等のため乗船する旅客で、当社において指定する者に適用する。

６．回数旅客運賃

(1)　回数旅客運賃は、旅客が同一区間を多数回乗船する場合に適用する。

(2)　回数旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

(3)　回数旅客運賃は、乗船区間の片道旅客運賃及び料金の１０倍の額とし、券片数は１１枚とする。

７．団体旅客運賃

(1)　一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された１５名以上の旅客が乗船する場合に適用する。

(2)　学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された１５名以上の次に掲げる学校等の学生及び生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から申込みのあった場合に適用する。

①　学校教育法第１条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、

高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園（通信教育を含む。）

②　上記①以外の国公立の学校

③　学校教育法第１２４条及び第１３４条第１項の私立学校

④　児童福祉法第３９条の保育所

８．大口顧客に対する旅客運賃

大口顧客に対する旅客運賃は、一定の期間内に一定数以上の旅客が乗船する場合に適用する。

９．受託手荷物運賃

(1)　受託手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する手荷物１個を、片道１回運送する場合に適用する。

(2)　受託手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

10．特殊手荷物運賃

(1)　特殊手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する特殊手荷物１車両を、片道１回運送する場合に適用する。

(2)　特殊手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

11．小荷物運賃

小荷物運賃は、荷送人から運送の委託を受けた小荷物１個を、片道１回運送する場合に適用する。

12．自動車航送運賃

(1)　片道自動車航送運賃は、自動車１台及び２等の船室に当該自動車の運転者１名が片道１回乗船する場合に、次の自動車の長さに応じて適用する。

①　当該自動車の道路運送車両法第５８条の自動車検査証に記載された長さ

②　当該自動車がけん引自動車に連結した状態において乗船する場合には、当該連結した状態における自動車の長さ

③　当該自動車が荷物を前後又は前若しくは後にはみだして積載した状態において乗船する場合には、当該自動車の長さに、はみだして積載されている部分の荷物の長さを加えた長さ

④　前各号以外の自動車等にあっては、当該自動車等を実測した長さ

(2)　乗用自動車航送運賃は、次の自動車に適用する。

①　自動車登録規則別表第２

|  |  |
| --- | --- |
| 自　動　車　の　範　囲 | 分　類　番　号 |
| 人の運送の用に供する乗車定員１０人以下の普通自動車 | 3､30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZまで |
| 貨物の運送の用に供する小型自動車 | 4､6､40から49まで、60から69まで、400から499まで、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZまで |
| 人の運送の用に供する小型自動車 | 5､7､50から59まで、70から79まで、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZまで |
| 広告宣伝用自動車、救急用自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車で、上記自動車の範囲に類するもの | 8､80から89まで、800から899まで、80Aから89Zまで、8A0から8Z9まで及び8AAから8ZZまで |

②　道路運送車両法施行規則別表第２の４

|  |  |
| --- | --- |
| 自　動　車　の　用　途　に　よ　る　区　分 | 分　類　番　号 |
| 貨物の運送の用に供する自動車 | 40から49まで、400から499まで及び600から699まで |
| 人の運送の用に供する自動車 | 50から59まで、500から599まで及び700から799まで |
| 広告宣伝用自動車、救急用自動車その他特種の用途に供する自動車で、上記区分に類するもの | 80から89まで及び800から899まで |

③　軍用若しくは外交官用自動車又は臨時運行の許可を受けた自動車であって、前

各号に掲げる自動車に相当するもの

(3)　往復自動車航送運賃は、自動車１台及び２等の船室に当該自動車の運転者１名が往復１回乗船する場合に適用する。

(4)　自動車航送券は、自動車が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

13．回数自動車航送運賃

(1)　回数自動車航送運賃は、同一の自動車が同一区間を多数回乗船する場合に適用する。

(2)　回数自動車航送券は、自動車が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

(3)　回数自動車航送運賃は、乗船区間の片道自動車航送運賃の１０倍の額とし、券片数は１１枚とする。

14．大口顧客に対する自動車航送運賃

大口顧客に対する自動車航送運賃は、一定の期間内に一定数以上の自動車が乗船する場合に適用する。

**Ⅱ 料金の適用方法**

１．特別急行料金は、旅客が特別急行便を片道１回利用する場合に適用する。

２．急行料金は、旅客が急行便を片道１回利用する場合に適用する。

３．特別船室料金は、旅客が２等、１等又は特等の船室以外の特別な船室を利用して片道１回乗船する場合に適用する。

４．座席指定料金は、旅客が指定された座席を利用して片道１回乗船する場合に適用する。

５．寝台料金は、旅客が指定された寝台を利用して片道１回乗船する場合に適用する。

６．船室貸切料金は、旅客が特定の船室を定員を下回る人数で専用して、片道１回乗船する場合に適用する。

７．手回品料金は、旅客が携帯する手回品（鞄、ハンドバック、傘等の無料の手回品を除く。）を片道１回運送する場合に適用する。

８．前各号の料金券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

９．小児の料金

(1)　次の旅客には、小児の料金を適用する。

①　小学校に就学している小児

②　大人に同伴されずに、又は団体として乗船する１歳以上で小学校に就学していない小児

③　大人に同伴されて乗船する１歳以上で小学校に就学していない小児であって大人１名につき１人を超えるもの

(2)　１歳未満の小児の料金及び大人に同伴されて乗船する１歳以上で小学校に就学していない小児（団体として乗船するものを除く。）の料金であって大人１名につき１人分は、無料とする。ただし、これらの小児が指定制の座席又は寝台を別に使用する場合は、小児の座席指定料金又は寝台料金を適用する。

(3)　小児の料金は、大人の料金の半額とし、１０円未満のは数は、５円以上は切り上げ、５円未満は切り捨てる。

**Ⅲ 運賃及び料金の割引又は割増**

１．運賃及び料金の割引

(1)　定期旅客運賃

①　通勤定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

イ　通用期間が１か月のものにあっては、４割引

ロ　通用期間が３か月のものにあっては、４割３分引

ハ　通用期間が６か月のものにあっては、４割６分引

②　通学定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

イ　通用期間が１か月のものにあっては、６割引

ロ　通用期間が３か月のものにあっては、６割２分引

ハ　通用期間が６か月のものにあっては、６割４分引

③　特殊定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

イ　通用期間が１か月のものにあっては、４割引

ロ　通用期間が３か月のものにあっては、４割３分引

ハ　通用期間が６か月のものにあっては、４割６分引

(2)　学生に対する運賃及び料金

①　次に掲げる学校の学生及び生徒（小児を除く。）で、次の適用条件に定められた要件に適合する場合は、２等旅客運賃（急行便にあっては急行料金を含む。）を２割引とする。

イ　学校教育法第１条の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学及び特別支援学校（通信教育を含む。）

ロ　上記イ以外の国公立の学校

ハ　学校教育法第１２４条及び第１３４条第１項の私立学校

②　適用条件

片道１０１キロメートル以上を旅行する場合で、本人所属の学校長等から交付を受けた、所定の旅客運賃割引証を提出したものに限る。

(3)　身体障害者に対する運賃及び料金

身体障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。

①　適用方法

身体障害者福祉法第１５条第４項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第１種身体障害者及び第２種身体障害者に分ける。

イ　第１種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(ｲ)　視覚障害　　１級から３級及び４級の１

(ﾛ)　聴覚障害　　２級及び３級

(ﾊ)　肢体不自由・上肢　　１級、２級の１及び２級の２

・下肢　　１級、２級及び３級の１

・体幹　　１級から３級

・乳幼児期以前の非進行性の　　・上肢機能　　１級及び２級

脳病変による運動機能障害　　・移動機能　　１級から３級

(ﾆ)　心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しく

はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

・心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害　　１級、３級及び４級

・ぼうこう又は直腸の機能障害　　１級及び３級

・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害　　１級から４級

(ﾎ)　肝機能障害　　１級から４級

(ﾍ)　前各号の障害の種類を２つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級

に準ずるもの

ロ　第２種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(ｲ)　視覚障害　　４級の２、５級及び６級

(ﾛ)　聴覚又は平衡機能障害・聴覚障害　　４級及び６級

・平衡機能障害　　３級及び５級

(ﾊ)　音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害　　３級及び４級

(ﾆ)　肢体不自由・上肢　　２級の３、２級の４及び３級から６級

・下肢　　３級の２、３級の３及び４級から６級

・体幹　　５級

・乳幼児期以前の非進行性の　　・上肢機能　　３級から６級

脳病変による運動機能障害　　・移動機能　　４級から６級

(ﾎ)　ぼうこう又は直腸の機能障害　　４級

（注）上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第５号による。

②　適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

イ　適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、身体障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。

※当該規定については、上記文言をそのまま使用するのではなく、具体的な適用対象者の確認方法を記載すること。

ロ　介護者については、身体障害者１名について当社において介護能力があると認めた介護者１名が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

ハ　身体障害者が盲ろう者であって、当該盲ろう者の通訳・介助員については、当該盲ろう者１名について当社において通訳・介助能力があると認めた通訳・介助員２名までが、当該盲ろう者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③　割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

イ　身体障害者及び第１種身体障害者の介護者又は通訳・介助員の２等旅客運賃並びに急行便に係る１等旅客運賃及び急行料金については５割引とする。ただし、第２種身体障害者にあっては、片道１０１キロメートル以上を旅行する場合に限る。

ロ　第１種身体障害者が介護者又は通訳・介助員とともに乗船する場合には、当該身体障害者及びその介護者又は通訳・介助員の１等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については５割引とし、定期旅客運賃については３割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。

ハ　小児の第２種身体障害者の定期旅客が介護者又は通訳・介助員とともに乗船する場合には、当該介護者又は通訳・介助員の定期旅客運賃については、３割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

(4)　知的障害者に対する運賃及び料金

①　適用方法

昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第１種知的障害者及び第２種知的障害者に分ける。

イ　第１種知的障害者とは、昭和４８年９月２７日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「Ａ」のもの

ロ　第２種知的障害者とは、知的障害者であって上記イ以外の者をいう。（療育手帳の判定欄の記述が「Ｂ」のもの）

②　適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

イ　適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、知的障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。

　※当該規定については、上記文言をそのまま使用するのではなく、具体的な適用対象者の確認方法を記載すること。

ロ　介護者については、知的障害者１名について当社において介護能力があると認めた介護者１名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③　割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

イ　知的障害者及び第１種知的障害者の介護者の２等旅客運賃並びに急行便に係　る１等旅客運賃及び急行料金について５割引とする。ただし、第２種知的障害者にあっては、片道１０１キロメートル以上を旅行する場合に限る。

ロ　第１種知的障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該知的障害者及びその介護者の１等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については５割引とし、定期旅客運賃については３割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。

ハ　小児の第２種知的障害者の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、３割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

(5)　 精神障害者に対する運賃及び料金

①　適用方法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる等級に分ける。

イ　１級　日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

ロ　２級　日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加える

ことを必要とする程度のもの

ハ　３級　日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社

会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

（注）上記の障害の等級は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条

第３項による。

②　適用条件

イ　適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、精神障害者に過

度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。

※当該規定については、上記文言をそのまま使用するのではなく、具体的な適用対象者の確認方法を記載すること。

ロ　介護者については、精神障害者１名について当該事業者において介護能力がある

と認めた介護者１名が、当該精神障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行

する場合に限る。

③　割引の内容

イ　精神障害者及び精神障害者１級の介護者の２等旅客運賃並びに急行便に係る１等旅客運賃及び急行料金について５割引とする。ただし、精神障害者２級及び３級にあっては、片道１０１キロメートル以上を旅行する場合に限る。

ロ　精神障害者１級が介護者とともに乗船する場合には、当該精神障害者及びその介護者の１等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については５割引とし、定期旅客運賃については３割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。

ハ　小児の精神障害者２級及び３級の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、３割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

(6)　被救護者に対する運賃及び料金

①　適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者（以下「被救護者」という。）及びその付添人に適用する。

イ　児童福祉法第１２条の４の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第４１条から第４４条までの各施設

ロ　生活保護法第３８条の保護施設

ハ　社会福祉法第２条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの

ニ　少年院法第３条の少年院及び少年鑑別所法第３条の少年鑑別所

ホ　更生保護法第２９条の保護観察所

②　適用条件

イ　本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。ただし、被救護者が行商等営利を目的として旅行する場合を除く。

ロ　被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがあるものであり、当社において付添いが必要と認めた場合に限る。

③　割引の内容

２等旅客運賃（急行便にあっては急行料金を含む。）を５割引とする。

(7)　往復運賃に対する割引

①　往復旅客運賃の割引率は、復路運賃及び料金の１割引とする。

②　往復自動車航送運賃の割引率は、復路運賃及び料金の１割引とする。

(8)　団体旅客運賃に対する割引

①　一般団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃及び料金の１割引とする。

②　学生団体旅客運賃の割引率は、２等旅客運賃（急行便にあっては急行料金を含

む。）を大人（付添人を含む。）については３割引、小児については１割引とする。

(9)　大口顧客に対する旅客運賃割引

○か月間の乗船者数が、○○人以上の場合の割引率は、以下のとおりとする。

○○人以上○○人未満　　旅客運賃及び料金の○割引

○○人以上○○人未満　　　　　　〃　　　　○割引

○○人以上　　　　　　　　　　　〃　　　　○割引

(10)　大口顧客に対する自動車航送運賃割引

○か月間の乗船台数が、○○台以上の場合の割引率は、以下のとおりとする。

○○台以上○○台未満　　自動車航送運賃の○割引

○○台以上○○台未満　　　　　　〃　　　○割引

○○台以上　　　　　　　　　　　〃　　　○割引

(11)　周遊に係る旅客運賃の割引

周遊指定地接続航路の旅客運賃及び料金の割引率は、１割引とする。

(12)　回遊に係る旅客運賃、特殊手荷物運賃及び自動車航送運賃の割引

国内の旅客航路事業者又は国内の他の交通機関との回遊運送の旅客運賃及び料金、特殊手荷物運賃及び自動車航送運賃の割引率は、１割引とする。

(13)　主催旅行契約に係る旅客運賃及び自動車航送運賃の割引

旅行業を営む者が企画する特定の往復又は回遊旅行の旅客運賃及び料金並びに自動車航送運賃の割引率は、１割引とする。

２．運賃及び料金の割増

自動車航送運賃の割増率は、次のとおりとする。

①　自動車の幅が２．５メートルを超える自動車については、その超えている幅２５センチメートルごとを単位として、当該自動車航送運賃の１割５分

②　自動車に積載されている荷物が当該自動車の幅を超えて積載されている場合で、当該積載されている荷物の一部が２．５メートル幅を超えて積載されているときは、当該超えている荷物の幅２５センチメートルごとを単位として、当該自動車航送運賃の１割５分

③　カタピラを有する自動車、ロード・ローラー等船舶への乗船に著しく手数のかかる自動車については、当該自動車航送運賃の１０割

④　危険物船舶運送及び貯蔵規則により、旅客との混載が禁止されている物品その他の旅客の安全を害するおそれのある物品を積載する自動車については、当該自動車航送運賃の１０割

３．運賃割引の重複適用

運賃の割引で２以上の割引条件に該当する場合は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する定期旅客運賃及び回数旅客運賃の割引を除いて、重複して適用しない。

４．運賃及び料金のは数処理について

運賃及び料金は、１０円を単位とし、割引後又は割増後の１０円未満のは数は、切り上げとする。